

行政不服審査制度検討会（第1回）議事要旨

- 1 日時 平成18年10月30日（月）17時00分～19時00分
- 2 場所 総務省第4特別会議室
- 3 出席者
（参集者）稲葉馨、今川晃、小幡純子、小早川光郎、高橋滋、中川正晴、
雛形要松、藤村誠、前田雅子、水野武夫、山本隆司、和久井孝太郎
（敬称略、五十音順）
（総務省）大野総務副大臣、河合総務大臣政務官、石田行政管理局長、
宮島官房参事官、上村行政情報システム企画課長、水野行政手続・
制度調査室長、平野行政手続・制度調査室課長補佐
- 4 議題
 - （1）開会
 - （2）総務副大臣あいさつ
 - （3）総務大臣政務官あいさつ
 - （4）座長あいさつ
 - （5）出席者の紹介
 - （6）検討会の開催・運営について
 - （7）これまでの取組みについて
 - （8）検討会のスケジュールについて
 - （9）フリートーキング
 - （10）閉会
- 5 会議概要
 - （1）検討会の開催に当たり、主宰者である大野総務副大臣から、次のような内容を含むあいさつがなされた。
 - ・ お忙しい中、検討会へ御参加いただき御礼申し上げたい。
 - ・ 昭和37年に行政不服審査法が制定されて以降の行政を巡る周辺環境の大きな変化を踏まえ、審理手続の充実・迅速化や審理の中立性の確保など行政不服審査制度を一層充実・強化し、国民の信頼を確保することが必要と考えているところ。
 - ・ 本検討会の座長として、小早川先生に御就任をお願いしたい。
 - ・ スケジュールは、来年春頃までに中間的な取りまとめを行い、これを踏まえて夏までに改正法要綱案のとりまとめをお願いしたいところ。限られた期間に広範かつ重要な課題について御検討いただくことになるが、何卒ご協力をお願い申し上げたい。
 - （2）河合総務大臣政務官から、次のような内容を含むあいさつがなされた。

- ・ 行政不服審査制度は、国民と行政をつなぐ制度であり、国民の権利意識の高揚にとともに、ますます重要性が増しているところ。
 - ・ 先生方には格段の御協力をお願い申し上げたい。
- (3) 座長から、次のような内容を含むあいさつがなされた。
- ・ 行政不服審査法の見直しの話については以前からあり、これまで後回しとされていたところ。ようやく本格的見直しの機運が熟してきた。
 - ・ 行政法に対する関心が高い中、比較的地味な分野だが、大きな可能性を秘めた重要なものであり、その潜在力を引き出していきたいと思う。微力ながらお役に立つよう努力したいので、皆様よろしくお願ひしたい。
- (4) 事務局から、資料2に基づき検討会の開催要領について説明が行われた後、同要領により座長代理として稲葉馨先生が指名された。
- 次に、事務局より資料3に基づき検討会の運営要領案について説明が行われ、次のような議論が行われた結果、同要領案の項目3のタイトルを「会議の議事要旨について」から「会議の議事要旨等の公開について」に修正するとともに、項目3の説明中に、議事録についても作成後総務省ホームページに掲載する旨を追加することとされた。
- 座長の了承が得られれば会議の傍聴は可能であり、議事録も後日公開されるということは、会議は実質的に原則公開と同様の扱いと考えられるので、要領案の項目2の説明について、いらぬ誤解を与えないように表現を工夫してはどうか。
 - 公開という言葉の意味合いにもよるが、自由闊達な議論の確保や検討会の円滑な運営という点から誰でも出入り自由な傍聴形式をとらないという意味で非公開とする必要性はある。ただし、情報はできる限りリアルタイムで公表することにより、実質的な公開を確保することとすべき。
 - 議事要旨だけでなく議事録も公開することとするのであれば、その旨を記載してはどうか。
- (5) 事務局から、資料4～8に基づき、行政不服審査制度の見直しに向けたこれまでの取組みについて説明が行われた後、次のような質問等があった。
- 資料7により施行状況調査の結果として不服申立て件数についての説明があったが、他にどのようなデータがあるのか。調査は定期的に行っているのか。
 - 現在、調査結果の取りまとめ中であり、資料7については現時点で一応の集計が済んだものを暫定版として記載したもの。残りについても取りまとめた上で速やかに提出したい。最近の調査は平成14年度、その前は平成6年度、昭和59年度となっている。
 - 以前行われた研究会の報告書として、事後救済制度に関する調査研究報告書と行政救済における審理主宰者に関する調査研究報告書を用意してほしい。

- (6) 事務局から、資料9に基づき、検討会のスケジュールについて説明が行われた。
- (7) 今後の検討会の進め方や検討すべき事項等について、フリートーキングが行われた。
- 資料5の調査研究報告書では、処分以外の行政行為として、行政調査や即時執行などについてかなり詳しく記載されているので、これを論点として整理すべき。
 - 今後検討すべき論点は多岐に渡るので、議論のプライオリティーを考えるために、過去の立法例を参考にしながら、法律事項とすべきものとそうでないものを見極めて整理する必要がある。
 - 法律事項とするべき論点について見極めて整理する際には、現行法上制限されているもの、現行法の運用でも対応可能であるが法律改正して対応すべきものという形で整理すべき。
 - どのような原処分があり、それぞれどのような特別法があるのか整理してほしい。
 - 現行法上で改善が必要と思われる具体的な事例を示してもらい、ケース研究したらどうか。
- (8) 第2回検討会は11月28日(火)9時～11時、第3回検討会は12月25日(月)16時～18時に開催する予定。第2回検討会では、本日の議論の結果を踏まえ、今後の検討会で検討していくべき重要論点の項目整理を行うとともに、可能であれば審理の基本構造等の個別論点の整理を行う予定。

以上

なお、以上の内容は、総務省行政管理局行政手続・制度調査室の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。